

組合員
限定

JA東京みどり

ウィンター キャンペーン2022



JA東京みどり キャラクター
みどりん

定期貯金

スーパー定期貯金
＜単利型＞

大口定期貯金

キャンペーン期間

令和4年11月1日火 ▶ 令和5年1月31日火

JA東京みどりで

JAカードご加入者
または年金受給を
されている方

店頭表示金利

+
年

0.02%

JA東京みどりで

JAカード未加入者・
年金受給を
されていない方

店頭表示金利

+
年

0.005%

ご利用いただける方

個人

期

間

定型方式1年(自動継続扱い)

預入方法

一括預入・証書式または通帳式

特別配当金

対象になります。

預入金額

スーパー
定期貯金
＜単利型＞

1口10万円以上1,000万円未満

(お一人様何口でもお預入れいただけます。)

大口
定期貯金

1,000万円以上

(お一人様何口でもお預入れいただけます。)

新たなご資金でのお預入れに限らせていただきます。

「JAとのお取引はこれから」というお客様もお気軽にどうぞ。詳しくは当JA窓口まで、お問合せください。

JA東京みどり

キャンペーンの詳細については、JA東京みどりの
支店窓口またはホームページにてご確認ください。

<https://ja-tokymidori.or.jp>

あなたもJAの組合員になりませんか!

JA東京みどりの組合員にご加入していただきますと
いろいろな特典があり、
お得ですよ!

加入方法

- 加入申込書に必要事項をご記入捺印のうえ、1,000円(出資金1口分)と一緒に申し込みをお願いいたします。
- お申込みに際しましては、本人確認書類(運転免許証、健康保険証等)のご提示をお願いいたします。
- 当JAの普通貯金通帳をお持ちください。(配当金振込口座確認のため)

特典
1

事業実績により、
出資金に対しての
配当金が
受け取れます。

特典
2

事業実績により、
定期貯金(一部商品除く)の
お預入金額に対し、
特別配当金が
受け取れます。

特典
3

JA東京健康管理センターの
日帰りドックが、
組合員料金で
ご利用いただけます。
(JA東京みどり指導課
にてお申込みできます)

※配当金は法令等に基づき業績等を考慮し、年度ごとに配当の有無・配当率が総代会で決定されます。

JA東京みどりで年金受給された方の特典

- ★すこやか定期貯金(金利上乘せ)
- ★すこやか定期積金(金利上乘せ)
- ★年金友の会日帰り旅行
(お手頃な旅行代金でお楽しみいただけます。)
- ★年金感謝DAYに記念品の配布
- ★JAすこやか倶楽部(交通事故見舞金制度等)

新規
ご加入者に

旬の野菜
1,000円相当
プレゼント!!

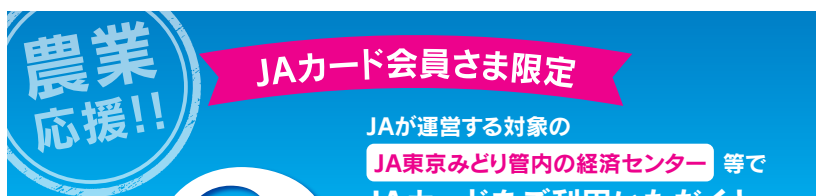
年金の受取は
身近で安心な
JAバンクへ!

※特典は予告なく変更させていただく場合がございます。



JAカード会員さま限定
対象の
みのれ立川・みどりっ子で
JAカードをご利用いただくと、
5%割引に!
ご請求時に

※一部対象外の店舗があります。



**農業
応援!!**

JAカード会員さま限定

JAが運営する対象の
JA東京みどり管内の経済センター 等で
JAカードをご利用いただくと、

+2%ポイント還元!

毎月のショッピング利用でたまる
通常ポイントはもちろん、
さらに**2%分の還元ポイント**がたまります!
※対象外の店舗があります。

対象店舗でのJAカードご利用金額合計の2%相当分を、
「JAカード わいわいプレゼント」または「JAカード ゴールドポイントプログラム」の
ポイントで還元します。たまったポイントは好きな商品と交換できます。

JA東京みどり

※詳しくは、下記支店窓口までお気軽にお問い合わせください。

国立支店 TEL.042-572-2101
富士見台支店 TEL.042-572-8151
昭島支店 TEL.042-541-0021

幸町支店 TEL.042-535-2211
西砂支店 TEL.042-531-0014
村山支店 TEL.042-561-1611

東大和支店 TEL.042-561-4321
仲原支店 TEL.042-562-2311

商品概要説明書

令和４年度 組合員限定ウィンターキャンペーン定期貯金

(令和４年１１月１日現在)

商品名 (愛称)	・スーパー定期貯金＜単利型＞（条件別金利上乘せ定期貯金） 令和４年度 組合員限定ウィンターキャンペーン定期貯金
取扱期間	・令和４年１１月１日（火）～令和５年１月３１日（火） 取扱期間中であっても募集額４０億円に達した場合には、お取扱いを終了させていただく場合がございます。
ご利用いただける方	・個人（組合員限定）
期 間	・定型方式 １年（自動継続扱い）
預入方法 (１) 預入方法 (２) 預入金額 (３) 預入単位	・一括預入・証書式または通帳式 ・１口１０万円以上１,０００万円未満（お一人様何口でもお預入れいただけます。） 新たなご資金でのお預入れに限らせていただきます。 ・１円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
利 息 (１) 適用金利 (２) 計算方法 (３) 利払い (４) 税 金 (５) 金利情報の入手方法	・【組合員でＪＡカード加入なし・年金受給なし】 スーパー定期貯金＜単利型＞の店頭表示金利＋０．００５％ ・【組合員かつＪＡカード加入者または年金受給者】 スーパー定期貯金＜単利型＞の店頭表示金利＋０．０２０％ ※「組合員」「年金受給」「ＪＡカード」は定期締結時の契約・加入も含みます。 ・預入時の約定利率を満期日まで適用します。なお自動継続後の約定利率については、自動継続時の店頭表示金利を当該満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を１円として１年を３６５日とする日割計算 ・個人のお客様は、２０．３１５％（国税１５．３１５％、地方税５％）※の分離課税となります。 ※令和１９年１２月３１日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口までお問い合わせください。
手 数 料	－
付加できる特約事項	・マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。

中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 ① 6か月未満 解約日における普通貯金利率 ② 6か月以上1年未満 約定利率×50%																
貯金保険制度 （公的制度）	・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。																
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA支店または本店信用共済部（電話：042－535－1061）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話：03－6837－1359）でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。 <table><tr><th>名 称</th><th>電話番号</th><th>受付日</th><th>受付時間</th></tr><tr><td>東京弁護士会 紛争解決センター</td><td>03-3581-0031</td><td>月～金（祝日、年末年始を除く）</td><td>9:30～12:00 13:00～15:00</td></tr><tr><td>第一東京弁護士会 仲裁センター</td><td>03-3595-8588</td><td>月～金（祝日、年末年始を除く）</td><td>10:00～12:00 13:00～16:00</td></tr><tr><td>第二東京弁護士会 仲裁センター</td><td>03-3581-2249</td><td>月～金（祝日、年末年始を除く）</td><td>9:30～12:00 13:00～17:00</td></tr></table> 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という。）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。	名 称	電話番号	受付日	受付時間	東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金（祝日、年末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～15:00	第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588	月～金（祝日、年末年始を除く）	10:00～12:00 13:00～16:00	第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249	月～金（祝日、年末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～17:00
名 称	電話番号	受付日	受付時間														
東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金（祝日、年末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～15:00														
第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588	月～金（祝日、年末年始を除く）	10:00～12:00 13:00～16:00														
第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249	月～金（祝日、年末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～17:00														
その他参考となる事項	・特別配当金の対象になります。 ・自動継続を停止した場合、満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。																

詳しくは窓口にお問い合わせください。

ＪＡ東京みどり

商品概要説明書

令和4年度 組合員限定ウィンターキャンペーン定期貯金（大口定期貯金）

（令和4年11月1日現在）

商品名 （愛称）	・大口定期貯金（条件別金利上乘せ定期貯金） 令和4年度 組合員限定ウィンターキャンペーン定期貯金
取扱期間	・令和4年11月1日（火）～令和5年1月31日（火） 取扱期間中であっても募集額40億円に達した場合には、お取扱いを終了させていただく場合がございます。
ご利用いただける方	・個人（組合員限定）
期 間	・定型方式 1年（自動継続扱い）
預入方法 （1）預入方法 （2）預入金額 （3）預入単位	・一括預入・証書式または通帳式 ・1,000万円以上（お一人様何口でもお預入れいただけます。） 新たなご資金でのお預入れに限らせていただきます。 ・1円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
利 息 （1）適用金利	・【組合員でJ Aカード加入なし・年金受給なし】 スーパー定期貯金＜単利型＞の店頭表示金利+0.005% ・【組合員かつJ Aカード加入者または年金受給者】 スーパー定期貯金＜単利型＞の店頭表示金利+0.020% ※「組合員」「年金受給」「J Aカード」は定期締結時の契約・加入も含みます。
（2）計算方法	・預入時の約定利率を満期日まで適用します。なお自動継続後の約定利率については、自動継続時の店頭表示金利を当該満期日まで適用します。
（3）利払い	・満期日以後に一括して支払います。
（4）税 金	・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算 ・個人のお客様は、20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※令和19年12月31日までの適用となります。
（5）金利情報の入手 方法	・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口までお問い合わせください。
手 数 料	—
付加できる特約事項	・マル優の取扱いはできません。

中途解約時の取扱い	- 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 (1) 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合 次のA、BおよびC（Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、もっとも低い利率とします。 - A 解約日における普通貯金の利率 - B 約定利率－約定利率×30% - C 約定利率－$\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率}) \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}$ - なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を証書または通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当JA所定の利率とします。 (2) 預入日の1か月後の応当日以降に解約する場合 次のAおよびBの算式により計算した利率（Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、いずれか低い利率とします。 - A 約定利率－約定利率×30% - B 約定利率－$\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率}) \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}$																
貯金保険制度 (公的制度)	保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。																
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA支店または本店信用共済部(電話：042－535－1061)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話：03－6837－1359）でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して直接解決を図りたい場合は、次の弁護士会を利用することができます。 <table><tr><th>名 称</th><th>電話番号</th><th>受付日</th><th>受付時間</th></tr><tr><td>東京弁護士会 紛争解決センター</td><td>03-3581-0031</td><td>月～金（祝日、年末年始を除く）</td><td>9:30～12:00 13:00～15:00</td></tr><tr><td>第一東京弁護士会 仲裁センター</td><td>03-3595-8588</td><td>月～金（祝日、年末年始を除く）</td><td>10:00～12:00 13:00～16:00</td></tr><tr><td>第二東京弁護士会 仲裁センター</td><td>03-3581-2249</td><td>月～金（祝日、年末年始を除く）</td><td>9:30～12:00 13:00～17:00</td></tr></table> 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という。）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 - 現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 - 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。	名 称	電話番号	受付日	受付時間	東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金（祝日、年末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～15:00	第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588	月～金（祝日、年末年始を除く）	10:00～12:00 13:00～16:00	第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249	月～金（祝日、年末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～17:00
名 称	電話番号	受付日	受付時間														
東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金（祝日、年末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～15:00														
第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588	月～金（祝日、年末年始を除く）	10:00～12:00 13:00～16:00														
第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249	月～金（祝日、年末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～17:00														
その他参考となる事項	- 特別配当金の対象になります。 - 自動継続を停止した場合、満期日以降の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。																

詳しくは窓口にお問い合わせください。